

学校法人西南女学院寄附行為

〔1951(昭和 26)年 2 月 24 日 制定〕

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、学校法人西南女学院と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を福岡県北九州市小倉北区井堀一丁目 3 番 1 号に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教に基づく女子教育を行うことにより、個性豊かな人間を育成することを目的とする。

2 前項にいうキリスト教とは、その教義の基準を聖書に置くものとする。

(設置する学校)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

(1) 西南女学院大学 保健福祉学部 看護学科 福祉学科 栄養学科
人文学部 英語学科 観光文化学科

(2) 西南女学院大学短期大学部 保育科

(3) 西南女学院高等学校 全日制課程 普通科

(4) 西南女学院中学校

(5) 西南女学院大学短期大学部附属シオン山幼稚園

(院長)

第 5 条 この法人に、院長を置く。

2 院長は、理事長の委嘱により、この法人の設置する全学校を統轄する。

3 院長は、理事会がこれを選任する。この選任は理事総数の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

第 3 章 役員及び理事会

(役員)

第 6 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理 事 19 人

(2) 監 事 2 人

2 理事のうち 1 人を、理事の互選により理事長とする。

3 理事長の職を解任するときは、理事総数の過半数の議決による。

4 理事（理事長を除く。）のうち次の者を常任理事とする。

- (1) 院長、大学長、大学短期大学部学長、中学校・高等学校長及び事務局長
- (2) 理事長の任命による者 1～2人
- 5 役員は、この寄附行為第3条の教義を承認するキリスト者でなければならない。
- 6 前項にかかわらず、第7条第1項第3号に掲げる理事は寄附行為第3条の教義を承認する適任者とする。

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 院長、学院宗教主任、大学長、大学短期大学部学長及び中学校・高等学校長
- (2) 事務局長
- (3) 大学各学部長、大学短期大学部長
- (4) 評議員のうちから理事会が選任した者 4人
- (5) 学識経験者のうち理事会が選任した者 5人
- (6) 前各号にかかわらず理事会が選任した者 1人
- 2 前項第1号中の役職を兼務する者がある場合の理事の定数は、兼務の数を減じた数とする。
- 3 第1項第1号、第2号、第3号及び第4号に規定する理事は、当該役職又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第8条 監事は、この法人の理事、職員又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(役員の任期)

第9条 役員（第7条第1項第1号、第2号及び第3号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は3年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行うものとする。

(役員の補充)

第10条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員の解任及び退任)

第11条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了。
- (2) 辞任。
- (3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事長の職務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(常任理事の職務)

第13条 常任理事は、理事長を補佐し、第7条第1項第1号に掲げる者はこの法人の業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第14条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第15条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第16条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣（監督官庁）に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(理事会)

第17条 この法人に、理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対し、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発ししなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- 7 第40条、第41条、第42条及び第43条の規定による理事会の開催については、会議開催の場所、日時及び会議に付議すべき事項を、1月前に通知しなければならない。
- 8 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 9 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の3分の2以上の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第13項の規定による除斥のため3分の2に達しないときは、この限りでない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。
(常任理事会)

第18条 この法人に、理事長及び常任理事をもって組織する常任理事会を置く。

- 2 常任理事会の規程は別に定める。

(業務の決定の委任)

第19条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

- 2 理事会の業務については別に定める。

(議事録)

第20条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから議長指名の2人が署名押印して、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第21条 この法人に、理事長の諮問機関として評議員会を置く。

- 2 評議員会は、41人の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して、評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議す

べき事項を、書面により通知しなければならない。

- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わるができない。

(議事録)

第22条 第20条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「出席した理事」とあるのは、「出席した評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第23条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 寄附金品の募集に関する事項
- (8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第24条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第25条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 理事（第7条第1項第4号に掲げる者を除く。）
- (2) 大学及び大学短期大学部入試部長、大学及び大学短期大学部教務部長、高等学校教頭及び中学校教頭
- (3) 職員が互選により推薦した8人（前各号に掲げる者を除き大学及び大学短期大学部の教育職員から各2人、中学校・高等学校の教育職員から2人並びに学院全事務職員から2人）。

ただし、専任職員でなければならない。また、選挙権者は専任職員でなければならない。
互選による推薦の方法については別に定める。

(4) この法人の設置する学校の卒業生で年齢25年以上の者のうちから、理事会が選任する
5人

(5) 学識経験者のうちから理事会が選任する7人

2 前項に掲げる者は、この寄附行為第3条の教義を承認するキリスト者でなければならない。

3 前項にかかわらず第1項第1号中、大学各学部長、大学短期大学部長、第2号及び第3号評議員については、寄附行為第3条の教義を承認する適任者とする。

4 第1項第1号及び第2号の役職者が第2号中の役職を兼務する場合、又は第2号の評議員となる役職者が第7条第1項第5号の理事に選任された場合の評議員の定数は兼務の数及び当該理事の数を減じた数とする。

5 第1項第1号、第2号及び第3号に規定する評議員が、その役職又は職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(評議員の任期)

第26条 評議員（前条第1項第1号及び第2号に掲げる評議員を除く。）の任期は3年とする。

ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第27条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了。

(2) 辞任。

第5章 資産及び会計

(資産)

第28条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財

産に編入する。

(財産処分の制限)

第30条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第31条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第32条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、寄附金品、授業料収入、入学金収入、試験料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第33条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算及び事業計画)

第34条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第35条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第36条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第37条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支決算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類及び第16条第3号の監査報告書を事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第38条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後2月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第39条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第40条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣（監督官庁）の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第41条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益法人に帰属する。

(合併)

第42条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第43条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。ただし、第3条の精神は堅持する。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第44条 この法人は、第37条2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書

(3) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類

(4) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、西南女学院の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第46条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

1 本学校法人の組織変更当初の役員及びその任期は、次のとおりとする。

西南女学院学校法人役員氏名表

理 事 氏 名	任期	住 所
尾 崎 主 一	3	下関市新町二丁目
原 松 太	3	小倉市到津西南女学院内
シ.イ.ランカスター	3	小倉市到津西南女学院内
植 木 隅	2	八幡市岩淵町二丁目
米 谷 美知蔵	2	下関市後田町
ダブリュ.エム.ギャロット	2	福岡市西新町西南学院
吉 田 敬太郎	1	若松市小石原
大 和 虎 雄	1	小倉市砂津中庄路
エ.エル.ギレスピー	1	大阪市天王寺区逢阪上野町

監 事 氏 名

イ.ビ.ドーチャー	2	東京都世田谷区下馬町一丁目110ノ1
加 瀬 康 作	1	八幡市神原町一丁目

2 この改正寄附行為は、昭和46年 9月 3日から施行する。

3 第4条第2号、第7条第1項第1号及び第7条第2項にかかる改正寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和56年 8月13日)から施行する。但し、適用は昭和56年4月1日とする。

4 この改正寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和57年 3月25日)から施行する。

5 この改正寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和62年 4月 3日)から施行する。

6 この改正寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成 4年 6月 1日)から施行する。

7 この改正寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成 5年12月21日)から施行する。ただし、第27条第1項第3号にかかる改正寄附行為の適用については次のとおりとする。

(1) 平成6年4月1日付けで大学の教育職員から選出される2名の評議員の任期は、平成8年3月31日までの2年間とする。

(2) この改正寄附行為の施行の際、現に高等学校及び中学校の教育職員から選出された評議員である者は、当該評議員としての任期が満了するまでの間、引き続き評議員として在任するものとする。

(3) 高等学校及び中学校の教育職員から選出される評議員各1名については、平成8年4月1日から適用するものとする。

(4) 前各号により、平成6年4月1日から平成8年3月31日までの評議員会は、第23条第2項の規定にかかわらず、35名以上41名以内の評議員をもって組織するものとする。

8 この改正寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成12年 3月17日)から施行する。

9 この改正寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成12年 7月12日)から施行する。

10 この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成13年 8月 1日)から施行する。

11 平成13年10月30日文部科学大臣認可のこの改正寄附行為は、平成14年4月1日から施行する。

(西南女学院短期大学家政科の存続に関する経過措置)

西南女学院短期大学家政科は、改正後の寄附行為第4条第2号の規定にかかわらず、平成14年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

12 この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成13年12月20日)から施行する。

13 この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成14年 7月31日)から施行する。

14 この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成15年 3月20日)から施行する。ただし、改正後の寄附行為第8条の規定にかかわらず、大学教員の中から選任された理事はその任期中は理事の地位にとどまるものとし、平成17年3月31日までの理事総数は、寄附行為第7条第1項第1号にかかわらず19名、また評議員総数は寄附行為第22条第2項にかかわらず41名とする。

15 この寄附行為は、平成15年 4月 1日から施行する。

16 この改正寄附行為は、文部科学大臣認可の日(平成16年 4月 1日)から施行する。

17 平成16年3月22日理事会決議のこの寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。

18 この改正寄附行為は、文部科学大臣認可の日(平成17年 4月 1日)から施行する。

19 この寄附行為は、理事会承認の日(平成17年5月24日)から施行する。

20 この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成18年3月24日)から施行する。

21 平成22年3月23日理事会決議のこの寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。

22 この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成22年5月25日)から施行する。

23 平成30年3月22日理事会決議のこの寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。